

パレスチナ自治区ガザ地区における戦闘行為の停止と 人質の解放及び人道支援の実現を求める決議

イスラエルとパレスチナのイスラム組織ハマスとの軍事衝突は、パレスチナ自治区ガザ地区において、深刻な人道危機をもたらしています。この戦闘行為では、子どもを含む多数の尊い命が奪われ、市街地に甚大な被害をもたらし、食糧や水、医療品、燃料等の調達が停滞し、さらに、今もなお人質となった多数の人々の解放が実現せず、長引く戦闘に伴う現地の状況は深刻さを増しています。

このような状況において、即時の停戦、すべての人質の解放、人道的支援の確保等を求め、国連総会では昨年12月に「ガザ地区での即時の人道的停戦」を決議し、さらには国連安全保障理事会が本年6月10日に戦争を恒久に終わらせるための3段階の停戦案を、日本国を含む14か国が賛成し採択されています。

平和都市宣言を掲げる尾花沢市としても、恒久的な国際平和を希求する世界中の人々の願いを共有し、一刻も早い即時停戦と人質の解放、人道的支援の確保等の実現を心から願うものであります。

よって尾花沢市議会は、パレスチナ自治区ガザ地区における戦闘行為の人道的即時停止、すべての人質の即時かつ無条件の解放、支援物資の供給の確保等による人道支援の一刻も早い実現を強く求めます。

以上、決議する。

令和6年6月26日

山形県尾花沢市議会